別表第二の一の第119号の次に次の一号を加える。

120	燃料電池設備（これに付属する専用の燃料貯蔵設備、改質装置、加圧装置、補助熱源装置、制御装置、系統連系設備、放熱器、送風装置、貯湯設備、ポンプ又は配管を含む。）	

別表第二の二を次のように改める。

二　非化石エネルギーを使用する施設

番号	施設
1	太陽光発電設備（これに付属する専用の架台、集光装置、追尾装置、蓄電装置、制御装置又は系統連系設備を含む。）
2	風力発電設備（これに付属する専用の塔、起倒装置、蓄電装置、制御装置又は系統連系設備を含む。）
3	水力発電設備（出力が三万キロワット以下のもので、これに付属する蓄電池設備、制御装置又は系統連系設備を含む。）
4	地熱発電設備（これに付属する蒸気井に関する設備、蓄電池設備、制御装置又は系統連系設備を含む。）
5	太陽熱利用装置（これに付属する補助熱源装置、制御装置、冷凍機、冷却器、放熱器、送風装置、蓄熱槽、貯湯設備、ポンプ又は配管を含む。）
6	大気中の熱その他の自然界に存する熱（冷熱を含み、地熱及び太陽熱を除く。）を利用するための装置（これに付属するヒートポンプ、制御装置、冷凍機、冷却器、放熱器、送風装置、蓄熱槽、貯湯設備、ポンプ又は配管を含む。）
7	バイオマスエネルギー利用設備（次の各号のいずれかに該当するものに限る。） 一　バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律（昭和五十五年法律第七十一号）第二条第一項に規定する化石燃料を除く。）をいう。以下同じ。）又はバイオマスを原材料とする燃料（以下「バイオマス燃料」という。）を発電に利用するための設備（これに付属するバイオマス燃料の受入・貯留・供給設備、副生成物処理設備、制御装置又は系統連系設備を含む。） 二　バイオマス又はバイオマス燃料を熱を得るために利用するための設備（これに付属するバイオマス又はバイオマス燃料の受入・貯留・供給設備、副生成物処理設備、熱の貯留・供給設備、制御装置、放熱器又は送風装置を含む。） 三　バイオマス燃料を製造するための設備（これに付属するバイオマスの受入・貯留・供給設備、搬送設備、副生成物処理設備又はバイオマス燃料の貯留・供給設備を含む。）

（独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部改正）

第三条　独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十五年経済産業省令第百二十号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第四号中「同項第一号イからハまで」を「同項第一号」に改め、同条第五号中「同項第一号ハ」を「同項第一号イ及びロ」に改め、同条第六号中「エネルギー使用合理化に関する」及び「同項第一号ハに掲げる技術に関する」を削り、同条第十六号を同条第十七号とし、同条第十五号を同条第十六号とし、同条第十四号を同条第十五号とし、同条第十三号中「第十五条第一項第十三号」を「第十六条第一項第十四号」に改め、同号を同条第十四号とし、同条第十二号中「第十五条第一項第十二号」を「第十五条第一項第十三号」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第十一号中「第十五条第一項第十一号」を「第十五条第一項第十二号」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第十号中「第十五条第一項第十号」を「第十五条第一項第十一号」に、「石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律」を「非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第九号中「第十五条第一項第九号」を「第十五条第一項第十号」に改め、同号を同条第十号とし、同条第八号中「第十五条第一項第八号」を「第十五条第一項第九号」に改め、同号を同条第九号とし、同条第七号中「第十五条第一項第七号」を「第十五条第一項第八号」に改め、同号を同条第八号とし、同条第六号の次に次の一号を加える。

七　機構法第十五条第一項第七号に規定する石炭に関する業務に関する事項

第十四条及び附則第五条中「、第十号（石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律第十一条第三号及び第五号に係る部分に限る。）及び第十一号」を「、第七号ロ、第十一号（非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律第十一条第三号に係る部分に限る。）及び第十二号」に改める。

附　則

この省令は、石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十三年七月七日）から施行する。

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第２０７号

青森県東津軽郡蓬田村大字蓬田字宮本44番地
債務者　清水　信造

1　決定年月日時　平成23年６月23日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹中　孝
4　破産債権の届出期間　平成23年７月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年９月29日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで

青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第６７号

青森県五所川原市字旭町25―11、住民票上の住所青森県五所川原市字旭町２番地
債務者　平泉　友弘

1　決定年月日時　平成23年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　佑輔
4　破産債権の届出期間　平成23年７月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年９月22日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで

青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第６８号

青森県五所川原市字旭町25―11、住民票上の住所青森県五所川原市字旭町２番地
債務者　平泉　温子

1　決定年月日時　平成23年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　佑輔
4　破産債権の届出期間　平成23年７月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年９月22日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで

青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第８１４号

千葉県白井市根1780―64
債務者　高橋　順子

1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中山雄太郎
4　破産債権の届出期間　平成23年７月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年９月１日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで